ロ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったもの又はイ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
平成二十六年七月十六日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　秋田県生活環境部環境整備課
ニ　小坂町役場町民課生活環境班

○関東地方整備局告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年八月二十八日
関東地方整備局長　越智　繁雄
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第5号線
三　事業施行期間　自平成二十六年八月二十八日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都杉並区上高井戸二丁目、高井戸西一丁目及び久我山二丁目地内
使用の部分　東京都杉並区上高井戸二丁目、高井戸西一丁目及び久我山二丁目地内

○関東地方整備局告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年八月二十八日
関東地方整備局長　越智　繁雄
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第十六号八王子都市計画道路事業三・四・二十八号石川宇津木線
三　事業施行期間　自平成二十一年一月二十三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年八月二十八日
関東地方整備局長　越智　繁雄
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成四年一月九日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。
平成二十六年八月二十八日
関東地方整備局長　越智　繁雄
(1)　登録年月日
平成二十六年八月十一日
(2)　登録番号
関東地方整備局長　33
(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
シー・アイ・ジャパン株式会社
(4)　住所
東京都千代田区大手町一丁目7番2号
(5)　代表者の氏名
二場　誠吾
(6)　登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区大手町一丁目7番2号
(8)　法第十三条の評価員の氏名
今野　博文、山田　睦男、新井　俊昭、小関　敏男
(9)　役員の氏名
二場　誠吾、藤井　忠邦、ジョン・パイマー、エマニュエル・プティ、二場　恵
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
新井　俊昭
(11)　評価の業務を行う区域
東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県

○北陸地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年八月二十八日
北陸地方整備局長　野田　徹
一　施行者の名称　富山県
二　都市計画事業の種類及び名称　富山高岡広域都市計画道路事業三・四・百三号　東老田高岡線
三　事業施行期間　自平成二十六年八月二十八日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　富山県射水市大門字長割、大門字荻前及び二口字野割地内
使用の部分　なし